

以下の【資料】とA君、B君及びC君の【会話文】を読み、法律を改正して「パロディ」を適法とすべきかどうか、400字以上600字以内であなたの意見を述べなさい。

この問題は著作物2次利用の関係で資料掲載の省略および【会話文】中の固有名詞を変更しています。

【会話文】

A君「〇〇市のこの広報記事は漫画『△△』の登場人物を無断で利用しているので、そもそも著作権侵害であり、〇〇市がおわびするのは当然だと思う。」

B君「著作権侵害であることは間違いないだろう。しかし、〇〇市のこの広報記事は『□□』を『◇◇』、『◇◇』を『◇◇』としたところや、更に『□□』の世間知らずなところが実際の『□□』を彷彿させるようで、とても面白いと思う。プロダクションも抗議などせずに、大目に見てやってもよかったのではないか。」

C君「だけど、この作品は原作のイメージを相当に害しているように見える。▽▽プロダクションは〇〇市の担当者がすぐに謝罪に来たので、法的手段に訴えることはしないとのことだったが、一般的には、作家は、作品やその登場人物にこだわりや思い入れを持つことが多いと思うので、勝手に利用された場合には強硬な手段にでる人も少なくないのではないか。やはり事前の了解が必要だと思う。」

B君「でも、こうした既存の作品を利用して新たな作品を作ることは、昔から様々な芸術のジャンルで行われてきている。今でも、コミケ※では、出品作品の75%がそうした作品だといわれている。そもそも、こうした行為が著作権侵害にならないように、法律を変えるべきでないか。」

A君「確かに、米国やフランスでは、一定の範囲でこうした既存の作品を利用する『パロディ』は適法とされているようだ。しかし、キャラクターは漫画作品を超えてそれ自体を活用して収益を上げるという存在になっていることも少なくないし、そもそも作家の作品等への思い入れが害されるおそれがあることを考えれば、適法とすることには反対だ。」

C君「今の法律の下でも『オマージュ』つまり既存の作品への敬意をこめた利用なら、既存の作品や作家を害することにはならないので、事前に了解をとらなくても大丈夫なのではないか。そうでないような『パロディ』の場合は、やはり事前の了解が必要だと思う。」

B君「『オマージュ』のつもりで利用したとしても、作家が問題視する可能性はある。また、作品自体や作家を批判したり茶々入れしたりする意図で『パロディ』が作られることがあるが、その場合は事前の了解をえることは困難だろう。そうした方法での批判も言論活動としての意味を持つと思うので、やはり適法とするような法律であったほうが良い。」

注 ※コミケ 「コミック・マーケット」の略。同人誌などの販売を行うイベントで、既存の漫画の登場人物などを利用した作品が取り扱われている。